

1 議事日程(5日目)

〔平成20年太宰府市議会第2回(6月)定例会〕

平成20年6月20日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について
- 日程第2 議案第52号 太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第53号 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第54号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第55号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第56号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第57号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について
- 日程第11 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))
- 日程第12 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書
- 日程第13 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書
- 日程第14 意見書第3号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである(20名)

- | | | | | | |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | ・田久美子 | 議員 | 2番 | 藤井雅之 | 議員 |
| 3番 | 長谷川公成 | 議員 | 4番 | 渡美穂 | 議員 |
| 5番 | 後藤晴 | 議員 | 6番 | 力丸義行 | 議員 |
| 7番 | 橋本健 | 議員 | 8番 | 中林宗樹 | 議員 |
| 9番 | 門田直樹 | 議員 | 10番 | 小道枝 | 議員 |
| 11番 | 安部啓治 | 議員 | 12番 | 大田勝義 | 議員 |
| 13番 | 清水章一 | 議員 | 14番 | 安部陽 | 議員 |

15番 佐伯 修 議員

17番 田川 武茂 議員

19番 武藤 哲志 議員

16番 村山 弘行 議員

18番 福廣 和美 議員

20番 不老 光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(19名)

市長 井上 保廣

教育長 關 敏治

協働のまち
推進担当部長 三笠 哲生

健康福祉部長 松永 栄人

会計管理者併
上下水道部長 古川 泰博

総務・情報課長 木村 甚治

市民課長 木村 和美

国保年金課長 木村 裕子

上下水道課長 宮原 勝美

監査委員事務局長 井上 義昭

副市長 平島 鉄信

総務部長 石橋 正直

市民生活部長 関岡 勉

建設経済部長 木村 洋

教育部長 松田 幸夫

経営企画課長 今泉 憲治

福祉課長 宮原 仁

都市計画課長 神原 稔

教務課長 井上 和雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長 白石 純一

書記 伊藤 剛

書記 花田 敏浩

議事課長 田中 利雄

書記 浅井 武

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） おはようございます。

6月2日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第51号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案につきましては、実施関係地域の方々より住居表示に関する法律の規定により変更請求が提出されましたことから、6月2日本会議終了後、環境厚生常任委員会を開催しまして、同法第5条の2第6項の規定により6月18日に公聴会を開催することに決定し、現地調査を行いました。

同日、公聴会開催の公示をしますとともに、公述人の公募を開始しました。

6月12日、環境厚生常任委員会を開き、公聴会の規則や過去の事例を参考にして公聴会の公述人を賛成、反対それぞれ3名ずつとし、発言時間を10分以内と決定しました。

賛成の公述申し出で人は3名でしたので、その方々とし、反対の公述申し出で人は5名おられましたので抽せんにより3名を選出しました。

6月18日、議会全員協議会室において公聴会を開催しました。

公聴会における公述人の意見を集約しますと次のとおりであります。

反対の意見は、向佐野区に居住され、今回の住居表示で吉松何丁目となされる地域の方々、市役所の説明を受けたが納得いかなかったので法による権利を行使した。当局のやり方は一方的で住民不在、軽視であり、民主主義に反するのではないかと。長く居住しており、なれ親しんだ向佐野の名前を残してほしい。住居表示板を見ればわかる。行政区と住居表示が一致しないと二重人格になったような気がする。子供がいじめの対象になるのではないかと心配である。全体に対する反対ではない、向佐野区の部分を向佐野としてほしいなどの意見でした。

また、賛成の意見は、今の地番では家を探すのに非常にわかりづらい。どうかしたら家を探し当てるのに1時間も2時間もかかることがあるので、新しい住居表示にすることですっきりしてわかりやすくなる。世代交代して住む人は変わっていくが、番地は変わらないので50年、100年の長い目で見る必要があるなど、公述人の意見が述べられました。

すべてに公述の後、質疑応答に入りましたが、委員からの質疑はなく、公聴会は終了しました。

公聴会の後、環境厚生常任委員会を再開し、公聴会での意見を参考に審査を進めました。

委員の中から、反対公述人の方から市の説明がなかったかのような発言があり、市はどのような説明をしたか、その内容と経緯はどうであったかとの質問に対し、執行部より、昨年12月13日に地区の合同役員会に出向き、説明をし、翌1月18、20両日で住民説明会を行い、また4月に合同役員会で説明をしたとの回答がありました。

質疑を終え、討論では反対討論はなく、3名の賛成討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」は、委員全員一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、執行部におかれましては、今後の住居表示を実施するに当たり、実施区域の住民の皆様への説明会等の周知につきましては、区の回覧板での回覧だけではなく、各戸へのチラシの配布等も含め、ご検討いただき、行政不信の念を持たれないように対応していただくことを委員会として要望いたします。

以上で委員会の審査内容の報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分

~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」から日程第4、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第52号から議案第54号までについて、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第52号は、後期高齢者医療制度の創設に伴い、保険料の徴収に関する事務を市民生活部の所掌事務として追加するために条例の一部を改正するもので、本年4月1日にさかのぼって適用するものであるとの補足説明がありました。

本案に対する関連質疑として、後期高齢者医療保険料の徴収時期、徴収方法などについて質疑があり、普通徴収の場合は7月から、特別徴収となる年金所得者は10月から徴収が始まる。年金から天引きされる特別徴収の方は、収入が年金のみの方に限られ、年金以外の収入がある方は普通徴収となることを確認いたしました。

討論では、後期高齢者医療制度に反対の立場をとっており、これに関連する条例改正についても反対討論を行っているので、本条例の一部改正についても反対の態度を表明するとしての反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」は大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号について、その審議内容と結果を報告いたします。

本議案については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が制定され、平成19年度の決算から新たに地方公共団体の長は健全化比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すこととされたため、その根拠となる法律の条項を追加するものとの補足説明がありました。

本案に対する関連質疑として、本市の財政が健全化の対象に該当するのかわからないのか、その見通しについて質疑があり、平成18年度ベースで仮試算したところ、すべて基準内におさまっており、問題になるのは国民健康保険の赤字の分だけであり、本市については当然問題ないと理解しているとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正す

る条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号について、その審査内容と結果を報告します。

本議案については、全国各地の暴力団による殺人事件や傷害事件、公営住宅への不正入居や不正使用、職員や住民に対する恫喝など様々な問題の発生を受けて、国から公営住宅における暴力団排除についての方針が出されており、それに基づいて本市でも通知の趣旨に基づき条例の一部を改正するものであり、また条例が制定されれば筑紫野警察署と連携し、協定書を結び、新たな市営住宅申込者について暴力団として疑わしい場合、警察署に照会をかけるようにしているとの補足説明がありました。

本案に対する主な質疑として、市営住宅に入居後に暴力団構成員や準構成員になった場合どうなるのか、また改正の周知徹底はできるのかという質疑があり、入居後に入居者が暴力団構成員であることが判明した場合、減免されている家賃について市場価格の家賃を課すなどの措置を検討している。ただ、この条例が施行される前に入居された方については、暴力団となった、または暴力団員であったとしても、その理由だけで退去命令は出せないと考えている。条例制定後は、入居の際の申込書に書面または口頭で暴力団になったことが判明した場合には退去してもらうという条文が入るので明け渡し請求等が可能であるが、条例制定前に入居される分については法的根拠が弱く、難しい。周知については、既に入居されている方にも法の改正があった部分をお知らせしていくとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第52号から議案第54号までの報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第52号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第52号「太宰府市事務分掌条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていただきますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 議案第52号について討論いたします。

3月議会におきましても後期高齢者医療制度に関する各条例案には反対いたしました。

本提案の条例でも新たに後期高齢者医療保険料の徴収に関するものであり、これまで反対してきた議案と同様に反対を表明いたします。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変問題になっておりまして、皆様ご存じのように後期高齢者医療制度、長寿医療制度ですが、年金から天引きをされ、年金生活者には大変な負担になっている。また10月にも今度は年金とそれ以外の所得のある人についても合算して普通徴収を行うわけですが、本当に年金生活者は大変です。国民健康保険から切り離して独自の健康保険制度をつくっており、今大変全国各地で反対が起こっておりますし、この6月議会、各自治体でもこの後期高齢者医療制度の見直しや廃止を求める決議が各自治体から出されております。よって、以前同じ党派であります藤井議員が反対討論したように、私も後期高齢者医療制度、国会でも廃止を要求しておりますし、この事務分掌条例については賛成できないことを表明しておきます。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時15分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第53号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分

議長（不老光幸議員） 次に、議案第54号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

9番門田直樹議員。

9番（門田直樹議員） 委員長報告でもありましたけれども、執行部のご答弁の中で従前から入居している部分に関してはこの限りでないような説明があったんですが、しかしそれはこの第34条の5項、暴力団員であることが判明したとき、同居者が該当する場合を含んでですね、ここと非常に乖離している内容だと思います。その辺につきまして、法的な根拠等々の話もあったんですが、やはり条例をつくる以上はそれに従った厳格な運用が必要だと考えます。昨今行政に対するそういうふうな理不尽な暴力というような、長崎市の伊藤前市長を初めとして多々あって関係者のご苦労というのは大変なものがあるということは理解しますが、やはり今からのこの社会というものを正しく持っていくためには、行政がみずからそういったものを正しく厳格にやっていくということは必要だと思います。そういった運用をされることを期待、また求めまして賛成とします。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分

~~~~~

日程第5から日程第7まで一括上程

議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第5、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第7、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔 8 番 中林宗樹議員 登壇 〕

8 番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までの審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご報告いたします。

本議案は、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、乳幼児医療費の自己負担は、3歳未満は今までどおりありませんが、3歳以上については従来初診料、往診料を自己負担としていたものを定額の自己負担制度にするとのことです。

県の制度では、通院の対象は今まで3歳未満でしたが、就学前までに拡大するというところで、太宰府市も同様に通院は就学前までを対象とするとのことで、10月からは就学前のお子さんは通院、入院ともに対象になるとのことです。

所得制限の点では、県は3歳以上については設けるという規定になっておりますが、太宰府市においては所得制限を設けないという説明を受けました。

本議案につきましては、さしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第55号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案も、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、条例の名称が変更になることで、今までは母子家庭等医療費の支給に関する条例でありましたが、10月からは父子家庭も対象にしたために、一人親家庭等医療費の支給に関する条例となるとのことです。

対象者は、従来、母子家庭、養育者家庭、そしてひとり暮らしの寡婦でしたが、今回から父子家庭も対象になります。廃止される部分は、ひとり暮らしの寡婦で、平成22年8月までに段階的に廃止されるとのことです。

自己負担額につきましては、定額の自己負担制度となるとのことです。

また、所得制限につきましては、従来どおりで変更はないとの説明を受けました。

質疑におきましては、ひとり暮らしの寡婦の段階的廃止について、平成20年10月より平成21年7月まで、平成21年8月から平成22年7月までと、それぞれ自己負担の限度額を段階的に引き上げ、平成22年8月からは医療保険法による自己負担3割相当になるとのことです。

また、父子家庭の申請においては、要件を満たしていれば代理人でも受け付ける方針であること、そしてその周知については、市の広報やホームページで図るとともに、県が主体となる

施策であるので県に積極的な広報を要望していくことの回答を得ております。

討論におきましては、今まで重要な役割を果たしてきたひとり暮らしの寡婦への支給が段階的に廃止になることは容認できないという反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第56号につきましては委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」報告いたします。

本議案も同様に、福岡県公費医療費支給制度の改正に伴い、改正されるものです。

主な内容は、条例の名称が変更になることで、今までは重度心身障害者医療費の支給に関する条例でありましたが、10月からは精神障害者についても対象とすることから、重度障害者医療費の支給に関する条例となるとのことです。

対象者は、従来の心身障害者には変更はなく、精神障害者については精神手帳1級の方、ただし精神病床入院に係る費用は対象から除外になるとのことです。

所得制限につきましては今まで設けていませんでしたが、新しい条例では特別障害者手当に準拠した所得制限となります。

自己負担額につきましては、従来65歳未満の方については初診料と往診料の自己負担、65歳以上の方は自己負担なしということでしたが、それぞれ通院、入院で定額の自己負担をお願いすることになるとのことです。低所得者については市民税の非課税世帯の方が低所得者の自己負担額に該当するとの説明を受けました。

質疑におきましては、該当者への周知徹底について、後期高齢者医療と絡んでくる65歳以上の方については、個別にきちんと説明した上で事務を進めること等の回答を得ました。

討論では、所得制限を導入したということ、収入が多くない障害者の方にとって自己負担は決して軽いものではないとの反対討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第57号につきましては委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして議案第55号から議案第57号までのご報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） 次に、議案第57号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時27分

議長(不老光幸議員) 次に、議案第56号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番(藤井雅之議員) 議案第56号について討論いたします。

今回の改正で新たに父子家庭が加わり、制度の対象者が拡大することは認めますが、段階的とはいえ、これまで重要な役割を果たしてきた寡婦医療を廃止する内容が含まれており、容認することはできませんので、反対を表明いたします。

議長(不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) まず、寡婦、そして母子家庭ですが、現実には大変な生活実態だと思うんですね。平均所得が本当に半分以下という状況の中で、寡婦であれ母子家庭であれ、そういう状況の中で充実させなければならないのに、次から次にこういう形で法の改正、改悪が行われる。こういう状況の中で、医療費も高くなる、そういう状況、負担が強まる状況の中では賛成はできないという形で表明をしておきたいと思います。

以上です。

議長(不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時29分

議長 (不老光幸議員) 次に、議案第57号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番 (藤井雅之議員) 議案第57号について討論いたします。

さきに反対した議案第56号と今回改正される第57号と合わせて福岡県全体では19億円の負担増になる内容です。この議案においては、新たに所得制限も導入されます。決して収入の多くないひとり親家庭や障害者の方にそのまま負担を押しつける内容で、賛成することはできませんので、反対を表明いたします。

議長 (不老光幸議員) 次に、19番武藤哲志議員。

19番 (武藤哲志議員) この重度心身障害者医療の支給に関する部分ですが、後期高齢者という、障害者がはっきり言って後期高齢者に65歳については入らなければならないような状況が起こっております。けど、障害者の収入というのは、本当に少ない状況です。そういう少ない収入の中から、やはり医療費を100円でも500円でも大変負担になるという状況があります。そういう障害者に対して所得制限を設けたりしておりますが、県下の中で久留米市が、こういうこの県の医療制度の見直しに対して重度障害者支援という形で久留米市はこの自己負担分を全額公費で無料にしております。こういう状況で、障害者の立場に立って久留米市は条例の改正を行っておりますが、この太宰府市はそういう重度心身障害者医療制度をそのまま持ってきて、障害者に新たに少ない収入の中から医療費を負担させる、そういう状況になっておりますので、賛成できません。

以上です。

議長 (不老光幸議員) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

議長 (不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時32分

~~~~~

日程第8 議案第58号 平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について  
議長(不老光幸議員) 日程第8、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番(清水章一議員) 本会議において所管の委員会に分割付託されました議案第58号の当委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしたしましては、職員採用試験関連の経費としての194万9,000円、本年9月から小・中学校の授業の支援、補助を行う人材を学校に配置するための経費として32万6,000円、財団法人地域活性化センターが実施する平成20年度公共スポーツ施設等活性化助成事業助成金100万円等が補正計上されています。

続きまして、歳入の主なものにつきましては、寄附金として5万円、歳出の図書館管理運営費200万円と大会等行事関係費100万円の裏づけとなる教育費雑入として300万円等が補正計上されています。

また、指定管理料に係る債務負担行為補正も審査いたしました。

質疑の主なものとして、職員採用試験関連経費について、10名前後の採用予定という説明があったが、すべて一般職の採用を考えているのか、また年齢制限はあるのかという質疑があり、採用職種は現在検討中である、年齢制限は今の職員構成の問題もあり少し上げたいというところで検討している、また前歴を持った方の採用についても検討を行っているとの回答がありました。

債務負担行為補正について、今回の指定管理料は前回の実績に基づいて実績額で計上されているが、仮に今の指定管理者がかわった場合、この指定管理料である債務負担行為額が増額、減額となったりする可能性はあるのかという質疑では、この金額は限度額で、これから作成する仕様書については、これまでの前歴、経過を加味し、内容を精査していく。したがって、公募する仕様の内容に応じた金額で提案されると思うので、この金額以内、なるべく減額できるような形にしていきたいとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号「平成20年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

補正の主なものといたしましては、2款2項6目の地域コミュニティ推進費のコミュニティバス関係費389万1,000円が増額補正されております。

執行部からの補足説明では、4月1日からのまほろば号のダイヤ改正に伴い、西鉄都府楼前駅前を乗り継ぎの基点としたことから、バスの待機所、運転手の休息をとる場所が必要となったために、西鉄都府楼前駅の裏にあるパーク・アンド・ライド駐車場のすぐ横にある国土交通省の土地を借りて、プレハブの休息室、トイレなどを設置する費用と進入路工事を含めた整備工事費をお願いしたいとのことでした。

質疑においては、待機所の完成時期が8月中であることと、土地の使用料を無料で使用させていただくようお願いしていることを確認いたしました。

また、関連して都府楼前駅での乗り継ぎの問題解消のために、乗り継ぎの案内、乗り継いだ場合の料金は新たに必要ないこと、都府楼前駅からさらに市役所方面に向かう便の場合にはおられる必要はないことなど、運転手さんに車内放送を引き続き行うことを徹底させていただくよう委員から要望が出されております。

このほかには8款2項3目の道路新設改良費と8款4項1目の都市計画総務費の財源更正に伴う歳入の補正が計上されておりましたが、委員からの質疑はなく、問題ありませんでした。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第58号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 続きまして、各常任委員会に分割審査付託されました議案第58号の環境厚生常任委員会所管分につきまして、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容につきましては、歳入につきましては17款寄附金、1項4目の社会福祉費寄附金であります。福祉目的の指定寄附金として寄附をいただいたことによりまして増額補正されています。

歳出につきましては、3款民生費、1項社会福祉費で、老人福祉費の介護保険事業特別会計関係の繰出金の計上、重度心身障害者医療及び母子家庭等医療対策費における制度改正に伴う支給事務費の増額補正及び障害者対策費におけます先ほどの指定寄附金による財源更正となっております。

同じく、2項児童福祉費につきましても、制度改正に伴う乳幼児医療対策費におけます支給事務費の増額補正であります。

4款衛生費、1項保健衛生費では、嘱託保健師の雇用分として母子保健費の賃金を増額補正しております。

5款労働費、1項労働諸費につきましては、県下のシルバー人材センターにおきまして重篤な事故が続いていることに伴い、事故防止の取り組み強化と安全就業に対するの対策として補助金を追加補正するものです。

以上、審査においてはさしたる質疑はなく、討論においては議案第56号、第57号に関する支出が含まれていることから反対を表明する討論がありました。

討論を終え、採決の結果、議案第58号の当委員会所管分につきましては、委員大多数賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 議案第58号について討論いたします。

一般会計補正予算全体を見たときに、所管外のところでは一般質問の際にお聞きしましたまほろば号のバス停の問題の改善の内容も含まれており、市民の皆さんの声が反映されている部分だと評価いたしますが、所管委員会の中で事務費といえども反対しました議案第56号、第57号に関するところが含まれており、賛成することはできませんので、反対を表明いたします。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 所管部分については賛成をいたしております。また、建設経済常任委員会の部分についても賛成をいたしますが、同じ党派であります藤井議員が今反対討論を行いました3款1項3目、同じく6目、7目、こういう歳出について反対討論をいたしました。先ほども第56号、第57号で母子家庭医療の、それから重度心身障害者に対する問題点も反対討論

をいたしておりましたので、この補正予算について一部反対という形で態度を表明しておきたいと思います。それ以外については、当然必要なものですので認めます。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時45分

~~~~~

日程第9 議案第59号 平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（不老光幸議員） 日程第9、議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

議案第59号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第59号「平成20年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」審査における主な内容と結果をご報告します。

今回の補正は、職員の産休代替に伴うもので、歳入歳出それぞれ135万1,000円の増額補正がなされています。

歳入は先ほどの一般会計の歳出で繰入金として補正されていた135万1,000円を6款1項一般会計繰入金の職員給与費等繰入金として歳入補正しております。

歳出につきましては、1款1項総務管理費の一般管理費、賃金等庶務関係費として同額を追加補正しているということです。

以上、本件についての質疑、討論はなく、議案第59号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時47分

~~~~~

日程第10 議案第60号 平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について

議長(不老光幸議員) 日程第10、議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」を議題とします。

議案第60号は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第60号「平成20年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正内容は、職員の産休と育児休業に伴い、代替嘱託職員の賃金と社会保険料等として146万2,000円が増額補正されるものです。

本案に対して委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第60号については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長(不老光幸議員) 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時50分

~~~~~

日程第11 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))

議長(不老光幸議員) 日程第11、議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 井上保廣 登壇]

市長(井上保廣) 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回太宰府市議会定例会最終日を迎えて、本日もご提案を申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件でございます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号「専決処分の承認を求めることについて(平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額1億4,437万964円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ1億4,437万1,000円を追加し、予算総額を63億7,291万7,000円とする専決処分を平成20年5月30日付でさせていただいたものでございます。

要因といたしましては、一般被保険者の医療費の増高に伴い、歳入不足を生じたものでございます。よろしくご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、こういう1億4,437万円もの歳入欠陥が出てくる内容について、5月30日専決をしたということですが、本来こんな新たにですね、4ページを開いていただきますと、前年度繰上充当金という形で歳出では13款を新たに設けております。この昨年度の赤字と違ってですね、平成19年度ではこういう状況になった、そうすると財源がないから平成20年度の予算を早う言えば充てるということになるわけですね。こういう状況ですから、本来専決でなく、この委員会でやっぱり論議をすべきだと思うんですよ。4月1日に法律の改正があったということならともかく、その後の部分について専決を議会の最終日に求めてくるならば、この問題について今後国の交付金はもう対象としてならないのかどうか、医療費の今市長から説明がありましたように、当然レセプトが来るのは5月31日出納閉鎖しますが、その後の2カ月後になると思うんです。こういう最終的には専決をし、決算認定でこれもまた変更になりますが、見通しがどうか分かりません。こういう状況ですが、ここの専決というのは、平成20年度の国民健康保険に与える影響が余りにも大きいと思いますが、その辺を含めてですね、まず専決をした部分と委員会付託を省略した状況を説明いただきたいのと、新たに平成19年度にこういう1億4,437万1,000円のはっきり言って歳入欠陥が出たために、平成20年度予算をはっきり言って先取りして充てるという内容。最終的にはこれを入れた結果、どのくらいぐらいの平成19年度では赤字になるのかどうか。私、国民健康保険の問題について一般質問しておりました。やはり、県下の自治体では、様々な形で一般会計に繰り入れを行っております。

ところが、平成13年以降、一切太宰府市はこういう国民健康保険に対する一般会計の繰り入れがありません。そのために応能、応益を50、50にして大変な状況になっておりますが、平成20年の部分にこれが大変影響すると思いますので、その辺を含めて説明を受けたいと思います。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） 本日専決処分を求めたことにつきましては、平成19年度の税の締めが、出納閉鎖が5月30日ということでございますので、納税課、特別収納課が5月30日まで一生懸命税の収納に努めたと、その結果を見ませんとこの額が確定をしないということでございますので、本日専決処分の報告をさせていただいておるところでございます。

それから、調整交付金等の対象にならないかということでございますが、当然なります。なりますが、それは精算という形で交付金でございます、2分の1を見込んでおります。ただ、その時期につきましては平成20年度中ということでご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） だから、その納税課も大変努力もいただいておりますけど、決算上にはこれが大幅に違ってくると思うんですよ、さっき部長が言いますように。納税課は大変努力をいただいている。ところが、医療費の今後の支払いの関係もある。最終的には2分の1という形で国庫の補助の対象もあるんですね。様々な問題があるんですけど、今ここで質疑をされて明らかになっているわけですが、実質的な平成20年度にはどういう影響になるかということも含めてですね、やはり国民健康保険の赤字が4億円近くあります。今後また大幅な改正を行っておりますが大変な負担になるわけですが、悪循環を起こすような状況では、また平成20年度も歳入欠陥が出てくる可能性もある。だから、専決でこういうのをやるんじゃなくて、やはり今議会中、私ども最終日にこれをやっておりますのでね、やはりこういう内容については専決じゃなくて、この補正のですね、部分でやるべきじゃなかったかと。ただし、これは1億4,437万1,000円が現実に2分の1戻ってくればね、7,000万円近くの歳入があるわけですけど、これで見ますと平成20年度の予算、これを前取りしているわけですからね。こういう問題もあるんじゃないですかと私はいっているわけですよ。

だから、これは質疑はしますが採決には賛成します。私、やっぱりこういう内容については、具体的にやっぱりこの委員会審議をした上でしないとね。先ほども連結決算の監査の問題がありましたけど、今太宰府市で一番問題は、水道、下水道にしても、特別会計にしても、一般会計にしても、大変皆さん方の努力をいただいておりますが、国民健康保険だけがやはり大変厳しい財政状況なんですよ。だから、それを補えばそれは連結決算上太宰府は一部の赤字という形で、総体的に見るならばいいかもしれませんが、今国民健康保険の問題については大変大きな課題になっておりましてね、私としては平成20年度にはどういう影響があるかも含めて委員会の審議をすべきじゃなかったかと、こういうふうに、専決するというのとは一番最後の日に持ってきてますから、本来は委員会にこういう歳入欠陥が出るというのを出すべきじゃなかったかということについてですね、お聞きしたかったわけですけど。そういう専決をされて、もう即決で決めなさいというのは少し問題があるんじゃないかという状況です。

だから、もう一点だけ、専決をせざるを得なかったというのは、本来は5月30日に出納閉鎖ですから。ただし、その後6月2日から本会議が始まっていますから。その時点でやはり委員会に付託をすべきじゃなかったか、なぜできなかったのかという理由をもう一点。

それから、当然私が今質問した中にありますように、この1億4,437万1,000円のうち、2分の1が、今、国はですね、次から次に補助金をカットしています。今日の新聞にも載ってましたが、この国民健康保険の補助金を間違っミスがあってですね、90億円も地方自治体に交付をしてないというのが新聞にも報道されてました。逆に、過剰に交付をしたところは何年かにわたって削減するというのが出ておりました。これが現実に2分の1というのが逆に3分の1になればですね、これもまた大変な歳入欠陥が出てきますが、こういう平成20年度、国に対する医療費のですね、交付金、そういう応能応益割含めて見通しとして、どうせ決算が9月にありま

すが、その辺の変化を含めてもう一度ですね、再質問で答弁をいただきたいと思いますが。

議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（松永栄人） この本日専決処分の報告をさせていただいたことにつきましては、先日の環境厚生常任委員会の中で協議会を開催をさせていただきまして、資料に基づき説明をさせていただいたところでございます。それで、平成20年度の見込みでございますけれども、今回国民健康保険税の改正もさせていただきました。そのほかにも後期高齢者医療制度支援金ということもでございます。老人保健の廃止ということもございまして、大幅なこの国民健康保険をめぐる体制になっておりますので、私どもとしましては改正した税率で赤字は出さないというような心構えで望んでまいりますけれども、今申したような理由があるかと思えます。

今後の国保財政につきましては、医療制度の改革が国保財政に与えます影響を見きわめながら、何回も説明をさせていただいております特定健診保健指導による医療費の削減、それから補助金や税収の確保に最大限の努力をすることによりまして財政の改善を目指してまいりたいと、こういうふうに考えております。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 今、その説明を受けておましてね、環境厚生常任委員会協議会に説明をしたということですが、国民健康保険の問題については、議会はですね、所管だけで論議をすればいいという問題じゃないと思うんですよ。ここにおられる建設経済常任委員会委員や総務文教常任委員会委員についても、やはり国民健康保険という加入者でありますし、こういう歳入欠陥が出てきたというならば、環境厚生常任委員会ですら説明したならば、その間の全員協議会あたりでも説明をして対策を講じると。平成19年度ははっきり言ってこういう前倒し、平成20年度の予算を前倒しして、言えば赤字をはっきり言ってなくすような対応をされているわけですね。そうするとまた、平成20年度になってくると平成21年度を前倒ししなきゃならない。最終的にはどんどんどんどん赤字を前倒しして行って、連結決算上に、早う言えば調整を行うというのはかえって問題がありますから、やはりこういう状況についてはですね、やはり事前に議会に諮る、そして対策を講じる、こういうことを要望しておきたいと思えます。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第61号は承認されました。

承認 賛成19名、反対0名 午前11時05分

議長(不老光幸議員) ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時05分

~~~~~

再開 午前11時20分

議長(不老光幸議員) 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~

日程第12 請願第2号 妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書

議長(不老光幸議員) 日程第12、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」を議題とします。

請願第2号は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本請願の実現につきましては、当然予算措置が必要となってきますことから、執行部に対して説明を求めましたところ、3月定例会の一般質問、また平成20年度の予算審査などで議会から要望されていたので、今年度に入り筑紫地区の首長会において、子育て支援施策の充実は早急に取り組むべきものとして協議されているのを受け、今年度のなるべく早い時期に妊婦健診の5回実施をしたいと考えている。財政の関係も出てくると思うが、所管部局としては9月の補正予算要求をしたいとの説明を受けました。

また、協議中にも、3回実施のところを5回に増やすに当たり、1回当たりおよそ500万円弱で、2回増やすとおよそ1,000万円の追加予算措置が必要であること、また補助金という形ではなく、地方交付税措置となるため、一般財源で支出するものであること等の追加説明を受ける中で、委員から、2回の実施でおよそ1,000万円の予算措置が必要であること、また他の施策への影響等も考えられることから、平成19年度の決算状況を見て、将来の本市の財政状況を勘案した上で判断したいとして、継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第2号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施を求める請願書」については、委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 大変委員会で慎重に審議をいただいたことについては紹介議員としてお礼申し上げます。

まず、3月議会で私どもの党派であります藤井議員が一般質問をさせていただきました。そのときの答弁としては、今委員長が言いましたように、財政的な負担が大きいと、それと同時に健診の内容を充実させたいという形で市長の答弁の内容について記憶があります。ところが、この筑紫地区でやはり県下どこでも大体5回されているという形で、5回を早急に実施したいという形で市長のほうからですね、施政方針なり、またその予算の内容について説明を受けておいて実施が近づいているわけですが、なぜその市長の方針に対してですね、もう5回を市長がしようというのに継続審査の必要性があったのかというのが今の委員長報告ではなかなか納得できないところですが、逆に継続、継続していくと、それじゃあ市長がやろうということについて議会がするなということにもなりかねませんが、こういう論議はされたんでしょうか。

8番（中林宗樹議員） 審査の中で、今説明しましたとおり、継続審査にして決算状況等、財政状況等勘案した上でしたらどうかという意見が出まして、それ以上の審査はありませんでした。

議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 委員長、その決算状況を審査してと。それじゃあ、議会が決算状況で、いや、厳しいからそれじゃあ、5回を市長がやりたいというのを決算状況を見た上で判断するということは、市長がやりたいということをしなないということにも委員会が結論が出すことも考えられるというふうに受けとめていいですか。

8番（中林宗樹議員） そちら辺が委員会の中では議論が出ておりませんので、私の個人的な意見としてはちょっと差し控えさせていただきます。

19番（武藤哲志議員） 再々質問はできますけど、だからそういう矛盾点があるということだけ言っておきます。

議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番（藤井雅之議員） 紹介議員といたしまして、請願第2号「妊婦健診助成の拡充と早期実施

を求める請願書」に対しまして、本請願の継続審査に反対いたしまして、採択していただくことを求めまして討論いたします。

とりわけこの請願の提出者であります筑紫民主商工会というのは、地域の中小業者の団体ですが、今日の原油高や物価高騰などで事業を営業している業者にとっては今、生活が大変な状況です。とりわけ若い中小業者にとって最低限の基準として5回程度の助成実施が原則というこの国の声を早期に実現してほしいという声は切実なものです。

中小業者の妊婦の方が安心して出産を迎えることができますよう早期にこの実施を求める立場から、本請願を議会で採択していただきますよう重ねてお願いいたしまして討論を終わります。

議長（不老光幸議員） 次に、19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） まず、今藤井議員が継続に反対の立場の討論をいたしました。本当に少子化の中でお子さんの健診というのは病気ではありません。健康診断は母子手帳を持っていきますが、本当に1回に1万円近くかかります。こういう状況の中で、少子化対策として健診がしやすいように安心して子供が産めるように、その負担軽減を図るためにはっきり言って最低は5回はですね、するという形でこの筑紫地区で首長会で意思の統一がなされております。だから、妊婦健診を早急に市長がやろうという部分を、わざわざ委員会が請願を慎重審議をいただいておりますが、継続審査する必要はないと思います。市長の施政方針、市長の施策としてやろうということについて、時期を置くということは問題がありますので、私はこの継続審査に反対をしておきたいと思います。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

18番福廣和美議員。

18番（福廣和美議員） 委員長の報告と若干異なるかもわかりませんが、私は今回5回までするという見解でございますけれども、全国ではもう5回から14回の間、随分多くの市で実施をしているところもございます。私はこの5回というのが最低限今回されるそうですから、それはそれでいいわけですが、ぜひ一日も早く14回まで無料にできるようにしていただきたいと、そういう意味合いを持って継続審議に賛成をしたいと思います。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時30分

~~~~~

日程第13 請願第3号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書

議長（不老光幸議員） 日程第13、請願第3号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」を議題とします。

請願第3号は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました請願第3号について、審査内容と結果を報告します。

本請願について委員に意見を求めたところ、委員からは、各自治体では指定管理者制度を初めとして官から民へという行政改革の流れが進んでおり、現実に成果を上げている。そういった現状を見ると、この請願内容には賛成しかねるという意見がありました。

ほかに意見はありませんでしたので、協議を終え、討論を行いました。

討論では、自分たちの生活の根幹に関することについての公共サービスが安易に解体されて民間に移譲されていくということは、市民、国民の生命、財産を脅かす可能性がある。また、行政の仕事は行政の仕事、民間の仕事は民間の仕事としてあると思う。余りにも今、国や県や自治体の仕事が次から次に民間に移譲されており、そしてその矛先が公務員や議会に向けられている。やはり、こういう状況の中で格差と貧困が出て、公正さがなくなっている。そして、賃金の格差によって問題も発生してくる。このような問題について、国に対策を講じてほしいという意見書を出すべきであるとして、この請願の採択に賛成する賛成討論が2名からありました。

そして、官から民へという行政改革の流れは、その前提となる国の膨大な借金と地方自治体の大変な状況、こういったところからやむにやまれず起きてきたものと理解している。公共サービスに民間の厳しい査定とか、企画や立案の能力というものを持っていくということは、やぶさかどころか必要ではないかと思うとして、この請願の採択に反対する反対討論が1名ありました。

討論を終え、この請願を採択することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第3号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書採択を求める請願書」は賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) これでは質疑を終わります。

自席へどうぞ。

議長(不老光幸議員) これから討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

2番(藤井雅之議員) 請願第3号につきまして、紹介議員といたしまして本請願に賛成の立場で討論いたします。

貧困と格差の広がりの中で、これまで新しい働き方として注目されていた派遣や請負といった働き方の劣悪さがこの間クローズアップされてきました。そういった中で、先日舛添厚生労働大臣も日雇い派遣は見直すべきだということを表明しております。請願の趣旨の中にもあります安値、ダンピングにより労働者の賃金、労働条件が切り下げられ、官製ワーキングプアと呼ばれるような新たな実態も指摘されております。それらの解消のためにも、本請願を採択していただき、意見書を提出していただくことを重ねて求めまして討論を終わります。

議長(不老光幸議員) 19番武藤哲志議員。

19番(武藤哲志議員) 私、紹介議員として所管で審議をした討論内容については今委員長が報告した内容です。ところが、私、委員会におりまして本当に残念だったのはですね、請願という請願権が、陳情権もありますが、議会に付されております。この請願というのは、国民、市民、このだれもが唯一この議会の中で請願を出すことができる。その請願を紹介議員をもって出されたものですから、やはりその請願の内容を審査をすべきだと思うんですよ、具体的に。ところが、この請願については、委員長から意見がありませんかと同時に、直ちに否決という形での提案がなされました。この中にありますように、本当に今置かれている状況というのは大変な状況です。この請願の趣旨について、委員長がさっき述べたように、国の施策だということで、この意見書案も論議をされておられません。私は、もう討論せざるを得ませんでしたので討論をさせていただいたわけですが、その内容については委員長報告がありました。即否決という形での採決が行われたわけでありまして、本来請願というのは請願者の立場、市民の立場、国民的立場で長所短所もあればどうするべきかという論議をするのが請願であります。そういう状況がなくて、直ちに否決という形で採決されたことに対しては本当に残念でありません。私は、こういう今多くの国民、市民が苦しむときに、この請願の内容については切実さが切に込められておりまして、どのような形で国に対してやはり要望していくか、これが今議会に求められているわけございまして、これを否決したことについて本当に残念でありません。私はぜひ採択すべきだということを表明しておきたいと思っております。

以上です。

議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論は終わります。

採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定しました。

不採択 賛成4名、反対15名 午前11時38分

~~~~~

日程第14 意見書第3号 「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書

議長（不老光幸議員） 日程第14、意見書第3号「「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第3号の審査における内容と結果を報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第3号については、採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第3号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時40分

~~~~~

日程第15 議員の派遣について

議長(不老光幸議員) 日程第15、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~

日程第16 閉会中の継続調査申し出について

議長(不老光幸議員) 日程第16、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、したがって本件は承認されました。

~~~~~

議長(不老光幸議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これもちまして平成20年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、平成20年度太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時41分



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成20年8月27日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 清水章一

会議録署名議員 安部 陽